

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び聖籠町財務規則（平成3年規則第3号）第153条及び154条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月1日

聖籠町長 手 嶋 満

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 件名 | 屋内遊び場施設工アー遊具購入 |
| (2) 納入場所 | 屋内遊び場施設（旧蓮野地区多目的屋内運動場） |
| (3) 納期又は納入期限 | 契約締結の日から令和9年3月26日まで |
| (4) 品名 | 詳細は仕様書のとおり |
| (5) 規格 | 詳細は仕様書のとおり |
| (6) 数量等 | 詳細は仕様書のとおり |

2 入札参加資格要件

(1) 各種法令等による制限
① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。
② 聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県物品調達業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中にないこと。
③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが成されていない者であること。
(2) 登録営業品目
① 令和7・8年度聖籠町物品・役務等入札参加資格者名簿に登載されているもの。
(3) 地域要件
① 公告日現在、聖籠町、新発田市又は新潟市の区域内に主たる営業所又は従たる営業所（主たる営業所から当町との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること。
(4) 実績要件
① 要しない。
(5) その他の要件
① 要しない。

3 入札に関する事項

- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 入札執行時点において、2に掲げる入札参加資格要件を失った場合は、入札に参加できない。
- 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者を審査した結果、失格となった場合は次順位の者を新たな落札候補者とする。（順次適用）
- 再入札は2回を限度とし、初度の入札及び第1回の再入札において無効入札をした者は再入札に加わることができない。

(5) 2回の再入札の結果、落札候補者が不在の場合において、最低価格の入札金額と入札書比較予定価格の差異が10%を超えないときは、聖籠町財務規則に基づき、最低価格で入札した者と随意契約の手続きに入るものとする。これについては、2回を限度に見積書を提出してもらい、落札候補者となるべき価格となった場合に随意契約を行う。なお、随意契約の手続きは辞退することができる。

(6) 落札候補者は、翌日（休日は除く。）までに、次の書類を提出すること。

ただし、「2入札参加資格要件」で(4)又は(5)で要件の設定が無い場合は、下記の書類の提出は不要とする。

※データによる提出も可能とする。

- ① 「入札参加資格審査書類の提出について」（別記第4号様式）
- ② 「2入札参加資格要件」(4)又は(5)で設定する要件の確認ができる書類
- ③ 内訳書（任意様式。応札額及び物品の内訳がわかるもの）

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約保証金 免除

(9) 予定価格 公表（契約締結後）

(10) 前金払 する（契約金額が300万円未満の場合はしない）

(11) 部分払 しない

(12) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし単価契約の場合は端数処理はしないものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(13) 内訳書の提出 無し

(14) その他

本入札は、公告記載事項のほか、聖籠町財務規則及び聖籠町制限付一般競争入札実施要綱に基づき実施する。

4 入札参加申込に必要なもの

(1) 一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を2部、申込み締切りまでに聖籠町役場2階総合政策課まで持参すること。

※1部に受付印を押したものを返却するので、確認のため入札当日持参すること。

※データ、郵送による申請書の提出も可能とするが、事前にメール又は電話をすること。

5 入札予定日時 令和8年10月9日 午前9時30分から

6 入札場所 聖籠町役場1階1階会議室

7 申込み締切り 令和8年10月8日 正午まで

8 設計図書に関する質問及びその回答

(1) 質問方法 町ホームページからダウンロードした質問書に、質問事項を記載し、書面をメールに添付して送信、受付場所に持参、郵送又はファクシミリにより送信等する方法による。（質問書には、公告番号・件名・入札日時等を記載すること。）

(2) 質問締切 令和8年10月6日 正午まで

(3) 受付場所 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町役場 2階 総合政策課 FAX 0254-27-2119
E-mail:sousei@town.seiro.niigata.jp

(4) 回 答 受け付けた質問と回答は、令和8年10月7日正午までに聖籠町役場3階 供覧場所 及び 聖籠町ホームページに公表する。

9 設計図書の見覧場所及び入札参加申請書提出先

見覧場所 聖籠町役場 3階 見覧場所 及び 聖籠町ホームページ

入札参加申請書提出先 聖籠町役場 2階 総合政策課

入札に関するお問い合わせ先 上記 電話0254-27-2111 (内線264)